

国における文化施策の状況について

○文化芸術振興基本法の一部改正（平成 29 年 6 月施行）

「文化芸術基本法」に法律名を改称

（改正の趣旨）

- ◇観光、まちづくり、国際交流などの関連分野における施策との有機的な連携
- ◇文化芸術によって生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用

（主な改正点）

- ◆基本理念に以下の内容を追加
 - ・「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
 - ・我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
 - ・児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
 - ・観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
- ◆文化芸術推進基本計画等
 - ・政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。
- ◆基本的施策
 - ・芸術振興の必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援が追加。
 - ・生活文化の例示に「食文化」が追加。など

○文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる

（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月閣議決定）

我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示した。

- ・あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ・2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ・被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ・文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

文化芸術振興に関する重点施策

1. 文化芸術活動に対する効果的な支援
2. 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
3. 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
4. 国内外の文化的多様性や相互理解の促進
5. 文化芸術振興のための体制の整備

※基本法の改正により、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代えて第1期の「文化芸術推進基本計画」を策定へ向け、平成29年6月、文化審議会に「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方」についての諮問がなされた。答申は今年度内の見込み。

○まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月）

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにするため、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用したしごとづくりを進める

＜具体的取組＞

- ・多様な地域の文化資源等を活用した観光の振興
- ・2020年東京オリ・パラ大会等を活用した地域の活性化